

適性評価の実施についての同意書

- 1 私は、【〇〇大臣】が私について重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第 12 条第 1 項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、【内閣総理大臣又は〇〇大臣】が、重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項（①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 【内閣総理大臣又は〇〇大臣】が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、適性評価における調査を担当する職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- 〔(3) 重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 1 項第 3 号に該当する者として適性評価を実施しようとする。 ※該当する場合に追記〕
- 2 私は、1 に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。
- (1) 【〇〇大臣】が私について適性評価を実施すること。
- (2) (1)の適性評価のため、重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項について調査を行うこと。
- (3) 【内閣総理大臣又は〇〇大臣】が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、適性評価における調査を担当する職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。
- (4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に対して必要な協力を行うこと。
- (5) 適性評価の実施に当たって取得した情報（保存期間を満了し、廃棄されたものは除く。）は、今後、私についての適性評価を他の行政機関で改めて実施することとなった場合において、当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長に対し、提供されることがあること。

年 月 日

氏名

下記事項についても記載し、又は記録してください。

※ 適性評価の結果、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

☐ 今回の適性評価の結果、仮に、私が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

公務所又は公私の団体への照会等についての同意書

- 1 私は、【〇〇大臣】が私について重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第 12 条第 1 項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、【内閣総理大臣又は〇〇大臣】が、重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項（①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 【内閣総理大臣又は〇〇大臣】が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、適性評価における調査を担当する職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- 2 私は、1 に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。
- (1) 私についての適性評価において、【内閣総理大臣又は〇〇大臣】が重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第 6 項の規定に基づき、適性評価における調査を担当する職員が、私の知人その他の関係者に質問すること及びこの場合において、当該関係者が必要な事項を当該職員に回答すること。
- (2) 私についての適性評価において、【内閣総理大臣又は〇〇大臣】が重要経済安保情報保護活用法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第 6 項の規定に基づき、国及び地方の行政機関、信用情報機関、医療機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること及びこの場合において、これらの公務所又は公私の団体が私の個人情報を含む必要な事項を報告すること。
- (3) (1)又は(2)の場合に、この同意書の写しを照会先等に提示又は交付して、私の同意があった旨を明らかにすること。

年 月 日

氏名

適性評価の実施についての同意書(第 12 条第 7 項)

あなたは、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。あなたは直近の【〇〇大臣】による適性評価において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められたため、今回の適性評価では、同法第 12 条第 7 項に基づき、適性評価調査を行わず直近の適性評価調査に基づいて実施することになります。

あなたを対象とした適性評価を実施することに同意する場合は、この「適性評価の実施についての同意書（第 12 条第 7 項）」を、同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書（第 12 条第 7 項）」を提出してください。

なお、同意は、同意書を提出した後であっても、適性評価の結果が通知されるまでの間は、いつでも取り下げることができます。この場合には、同意を取り下げること適性評価実施担当者に連絡の上、「適性評価の実施についての同意の取下書（第 12 条第 7 項）」で通知していただきます。

私は、適性評価の対象者となったことなどについて理解した上で、次に掲げる事項について同意します。

- 1 【〇〇大臣】が私について適性評価を実施すること。
- 2 適性評価の実施に当たって取得した情報(保存期間を満了し、廃棄されたものは除く。)は、今後、私についての適性評価を他の行政機関で改めて実施することとなった場合において、当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長に対し、提供されることがあること。

年 月 日

氏名

下記事項についても記載し、又は記録してください。

- ※ 適性評価の結果、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。
- ☐ 今回の適性評価の結果、仮に、私が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。